

# 地縁による団体認可の手引

大船渡市

(令和5年11月改訂版)

## 目次

1	地縁による団体について	P 1
2	認可の要件	P 1
3	認可申請手続の流れ	P 2
4	認可申請時の必要書類等	P 3
5	認可を受けた地縁による団体の証明書	P 4
6	認可時の告示事項に変更が生じた場合の手続	P 4
7	団体の規約を変更した場合の手続	P 5
8	認可の取消・解散	P 5
9	登記の特例に関する手続	P 6
10	認可地縁団体の印鑑登録に関する手続	P 8

### ○ 認可に関する様式

- ・ 認可申請書
- ・ 承諾書
- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 規約変更認可申請書

### ○ 【参考書式】 地縁団体に関する書類の作成例

- ・ 規約
- ・ 入会申込書
- ・ 退会届出書

### ○ 登記の特例に関する様式

- ・ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ・ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

### ○ 印鑑登録に関する様式

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

## 1 地縁による団体について

地域的な共同活動を行っている自治会・町内会・地域公民館といった地縁による団体は、一定の要件に該当する場合、市長の認可を受けて法人格を取得することができます。法人格を取得することによって、自治会などの名義で不動産登記ができるようになります。なお、法人格の取得に当たり、法務局に法人登記をする必要はありません。



### Point

認可を受けると、団体名義で土地・建物を登記できます

## 2 認可の要件

市長の認可を受けるためには、次の四つの要件を全て満たしている必要があります。

### (1) 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること

地域的な共同活動を目的とすることが団体の規約に明記されていることが必要です。できれば、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容が目的であることを規約で定めてください。

スポーツや社会福祉など、特定目的の活動をする団体は、認可の対象となりません。

### (2) 団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

団体の区域は、字・地番などで表示した区域を規約に明記するなど、団体の構成員以外の市民であっても客観的に分かるようになっていなければなりません。

また、団体がその区域において相当の期間安定的に存在していることも必要です。

### (3) 団体の区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができ、相当数の者が現に構成員となっていること

区域内に住所が有る個人であれば、年齢や性別等を問わず、全ての方が構成員になることができる団体でなければなりません。

また、相当数の者とは、一般的に区域内の全住民の過半数が目安です。

#### (4) 規約を定めていること

規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていることが必要です。



#### Point

これまで地域で活動してきた自治会などは、認可の対象となりますが、規約の変更などが必要になる場合があります

### 3 認可申請手続の流れ

認可申請に関する市の窓口は、市役所市民協働課です。

#### (1) 市へ事前相談

認可申請に必要な書類や手続の方法について相談に応じます。



#### (2) 総会の開催・必要事項の決定

①認可申請を行うことを総会で決定していただくほか、必要に応じ②規約の決定、③構成員の確定、④代表者の決定、⑤保有する不動産等の確定を総会で行ってください。



#### (3) 申請書類の作成・提出

次の書類を作成し、提出してください。書類の詳細は、「4 認可申請時の必要書類」に記載してあります。

①認可申請書

②規約

③地縁による団体の認可申請を行うことについて、総会で議決されたことを証明する書類（総会議事録）

④構成員の名簿

⑤地域的な共同活動を行っていることを証明する書類（前年度活動実績報告書）

⑥承諾書（申請者が団体の代表者であることを証する書類）



#### (4) 市による審査

地縁による団体として認可の要件が満たされているか確認します。



#### (5) 認可・告示

市が認可した旨を告示するとともに、市の地縁団体台帳（法人登記簿に相当します）に登録します。告示する事項は、次のとおりです。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日



#### Point

手続について分からないことは、市役所市民協働課へお気軽にお問合せください

## 4 認可申請時の必要書類

### (1) 認可申請書

記載事項は、①団体の名称、②事務所の所在地、③代表者の氏名、④代表者の住所です。

### (2) 規約

規約で定める必要がある事項は、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項です。

### (3) 地縁による団体の認可申請を行うことについて、総会で議決されたことを証明

## する書類

議長及び議事録署名人が署名（押印）した総会議事録の写しを御用意ください。

### (4) 構成員の名簿

構成員の住所が記載された個人名簿が必要です。世帯名簿では認可できません。

### (5) 地域的な共同活動を行っていることを証明する書類

前年度の活動実績報告書が記載された総会資料など。

### (6) 承諾書

申請者が団体の代表者であることを証する書類。

## 5 認可を受けた地縁による団体の証明書

認可を受けた地縁による団体であることを証明するため「地縁団体台帳の写し」を交付しています。

この書類は、登記簿の写しに相当するもので、土地、建物を地縁による団体の名義で登記する際に必要となります。交付を希望するときは、市役所市民協働課に申し出てください。

また、発行手数料は、写し1通につき300円となります。

なお、登記に係る申請方法、手数料等については、法務局<sup>\*</sup>にお問い合わせください。

※盛岡地方法務局大船渡出張所 住所：盛町字宇津野沢8-1 電話：26-2606



### Point

認可を受けたことの証明書は、市役所市民協働課で作成し、市民環境課において発行します

## 6 認可時の告示事項に変更が生じた場合の手続

団体の代表者など、認可時の告示事項に変更が生じた場合は、市に対して届出が必要です。次の書類を市役所市民協働課に提出してください。

### (1) 告示事項変更届出書

### (2) 告示事項に変更があったことを証明する書類

議長及び議事録署名人が署名（押印）した総会議事録の写しなど。

(3) 承諾書（申請者が団体の代表者であることを証する書類）

代表者変更の場合のみ必要です。



Point

代表者が変わったときは、変更届を忘れずに！

## 7 団体の規約を変更した場合の手続

団体の規約を変更した場合は、市に対して変更認可申請が必要です。次の書類を市役所市民協働課に提出してください。

また、規約の変更により、団体の目的や事務所の所在地など、告示事項に変更が生じた場合は、規約変更認可の後に告示事項変更の手続も必要になりますので、御留意ください。

(1) 規約変更認可申請書

(2) 規約変更内容及び理由を記載した書類

総会資料など。

(3) 規約変更を総会で決議したことを証明する書類

議長及び議事録署名人が署名（押印）した総会議事録の写しなど。



Point

規約変更は、市長の認可を受けないと効力を生じません

## 8 認可の取消・解散

(1) 認可の取消

次のいずれかの事項に該当する場合は、認可を取り消すことがあります。

① 活動の目的が、営利や政治的利用等に変更したとき

② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動をしていないとき

③ 区域内の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき

④ 構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなったとき

⑤ 不正な手段により認可を受けたとき

## (2) 認可地縁団体の解散

次の事項に該当する場合、関係書類を添えて、市へ解散の届出をしてください。  
また、財産等の清算に伴う手続きなどもあります。

市では、届出を受け、解散の告示を行います。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続き開始の決定があったとき
- ③ 認可が取消されたとき
- ④ 総会で解散の決議があったとき

(規約に定めのない場合、構成員の4分の3以上の同意が必要となります。)

- ⑤ 構成員が欠けて、相当数未満となったとき
- ⑥ 合併により団体が消滅したとき

### Point



解散する場合も忘れずに手続きをしましょう

また、令和5年4月より、同一市町村内において、認可地縁団体同士  
が合併できるようになりました

合併する場合も、市の認可が必要となりますので相談ください

## 9 登記の特例に関する手続

認可地縁団体が所有している不動産のうち、登記名義人の所在が分からない場合や、故人となっており相続人の所在が不明であるために所有権移転が困難となっている場合、市町村長に対し一定の手続を行うことで、認可地縁団体が単独で法務局での登記申請ができるようになります。

市では、一定の手続を経た後、認可地縁団体が登記の申請をする際に必要となる公告結果（異議申出の有無等）について通知しますが、その結果をもって、不動産の所有権の有無を確定させることはできません。

市からの通知は、法務局における登記の特例を申請する際の提出資料の一部となりますので、各団体において、別途、登記申請手続が必要となります。

### (1) 登記の特例となる要件

次に掲げる4つの要件をすべて満たし、かつ、これらを疎明するに足る資料（疎明資料）がある場合に、申請することができます。

- ① 認可地縁団体が申請不動産を所有していること



- ② 認可地縁団体が申請不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有していること
- ③ 申請不動産の表題部所有者、または所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員、またはかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 申請不動産の登記関係者の全部、または一部の所在が知れないこと

## (2) 登記手続までの流れ

### ① 市へ事前相談

- ・上記(1)の疎明資料などを準備して、市民協働課へ相談ください。
- ・判明している登記関係者等から、特例申請について事前に同意を得ていることが望ましいです。



### ② 総会の開催・必要事項の決定

- ・特例申請を行うことについて、総会で決定し、議事録を作成してください。



### ③ 申請書類の作成・提出

次の書類を作成し、市民協働課へ提出してください。

- ・ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ・ 申請不動産の登記事項証明書
- ・ 登記の特例手続を行うことについて、総会で議決されたことを証明する書類（議長及び議事録署名人が署名（押印）した総会議事録の写し）
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類（総会資料など）
- ・ 上記(1)に関する疎明資料



### ④ 市による審査

要件及び提出書類を確認します。

また、必要に応じて、追加資料等の提出を求める場合があります。



### ⑤ 公告 【公告期間：3か月以上】

申請内容が要件等を満たしている場合、市では申請不動産に係る登記移転等について、異議のある関係者等は異議を述べる旨、申し出るよう公告しま

す。



#### ⑥ 公告結果のお知らせ

公告期間経過後、異議申出の有無及び異議の内容等について、市から申請団体へお知らせします。

##### 異議申出がなかった場合

登記関係者の承諾があったものとみなし、市から申請団体へ、公告結果に関する情報提供を行うことができます。

この情報提供に係る書面の発行については、1通300円の交付手数料が必要となります。

##### 異議申出があった場合

当事者間で協議等を円滑に行えるよう、異議申出の内容について、市から申請団体へ通知します。



#### ⑦ 公告後の手続

##### 異議申出がなかった場合

法務局において、登記手続ができるようになります。

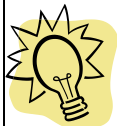
手続の詳細及び必要書類等については、法務局へお問い合わせください。

##### 異議申出があった場合

公告による特例の手続は中止となります。

申請団体は異議申出者と今後に向けた協議等を行ってください。

#### Point



市の公告期間は3か月以上です

公告期間において、異議がない場合は登記手続ができるようになりますが、異議申出がある場合は、申出者と協議を行うこととなります

## 10 認可地縁団体の印鑑登録に関する手続

市では、認可地縁団体の印鑑を登録し、印鑑登録証明書を交付しています。

申請手続は、原則、代表者が行うこととなりますが、認可時において代理人が告示されている場合は、代表者からの委任を受けて、代理人が手続を行うことができます。

なお、代表者変更等により登録事項に変更がある場合は、職権で登録を抹消する場合があります。

申請手続は、市役所市民環境課で行いますので、以下のものを持参ください。

**(1) 登録手続に必要なもの**

- ・登録する認可地縁団体の印鑑
  - ・代表者個人の印鑑（大船渡市に登録している印鑑）
  - ・地縁団体台帳の写し
- ※台帳の写しがなくても手続できますが、事前に市民協働課へ相談ください。  
※手数料は無料です。

**(2) 印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの**

- ・登録した認可地縁団体の印鑑
- ・発行手数料は、1通につき300円となります。

**(3) 登録の廃止手続に必要なもの**

- ・登録した認可地縁団体の印鑑
  - ・代表者個人の印鑑（大船渡市で登録している印鑑）
- ※代表者個人の印鑑は、登録した認可地縁団体の印鑑を亡失した場合に必要となります。  
※手数料は無料です。



**Point**

印鑑登録の手続は、代表者本人が行います  
告示された代理人が手続する場合は、代表者からの「委任状」も持参ください

**【担当・問い合わせ先】**

大船渡市 協働まちづくり部 市民協働課  
〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地  
電話：0192-27-3111（内線 278） F A X：0192-26-4477